

令和7年度定例委員会開催結果について

1 開催日時

令和8年3月2日（月）午前10時00分から

2 開催場所

木更津市選挙管理委員会事務局

3 出席者

（委員） 高橋 利幸 委員長
加藤 高明 委員長職務代理
桐谷 吉男 委員
原 良明 委員
（事務局）書記長外1名

4 議題

- 議案第33号 選挙人名簿から抹消することについて
〔1号該当者〕 男 56人 女 39人 計 95人
〔2号該当者〕 男 71人 女 96人 計 167人
- 議案第34号 選挙人名簿定時登録について
男 239人 女 188人 計 427人
- 議案第35号 直接請求に必要な請求権を有する者の数について
50分の1の数 2,264人
3分の1の数 37,734人
6分の1の数 18,867人
- 議案第36号 在外選挙人名簿の登録について
男 0人 女 2人 計 2人
- 議案第37号 選挙人名簿抄本閲覧の状況について
- 議案第38号 登録の移替えの延期を定めることについて
- 議案第39号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録基準日を定めることについて
- 議案第40号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数について
- 議案第41号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について

- 議案第42号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日の決定について
- 議案第43号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の規格等の決定について
- 議案第44号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における実費弁償及び報酬の最高額の決定について
- 議案第45号 木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における不在者投票用紙等の郵送開始の決定について
- 議案第46号 投票区割の変更について

5 開催結果

第33号議案から第36号議案

事務局より、選挙人名簿抹消者数等について説明し承認を得た。

なお、各人数については議題のとおり

第37号議案

事務局より選挙人名簿閲覧者について説明し承認を得た。

なお、令和7年度における選挙人名簿閲覧数については、令和8年3月2日現在6件であった。

第38号議案

選挙人名簿の移替えを延期する期間を令和8年3月2日から令和8年3月29日までと定めた。

第39号議案

木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録基準日を令和8年3月21日（年齢算定については3月29日）と定めた。

第40号議案

木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数について、いずれも6区画と定めた。

第41号議案

事務局より、木更津市長選挙及び木更津市議会議員の補欠選挙におけるポスター掲示場設置場所について説明し承認を得た。

なお、ポスター掲示場設置個所数については287か所

第42号議案

木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日について、令和8年3月22日と定めた。

議案第43号

事務局より、木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の規格について説明し承認を得た。

議案第44号

木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における実費弁償及び報酬の最高額について、次のとおり定めた。

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - オ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円
 - カ 弁当料 1食につき1,500円 1日につき4,500円
 - キ 茶菓料 1日につき1,000円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円以内
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃 それぞれ1のア、イ、ウ及びエに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。）1夜につき20,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円以内
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき20,000円以内
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき20,000円以内
 - エ 専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき20,000円以内

議案第 4 5 号

木更津市長選挙及び木更津市議会議員補欠選挙における不在者投票用紙等の郵送開始日について、選挙期日告示日の2日前と定めた。

議案第 4 6 号

投票区投票所の区域の変更について、第 2 3 投票区投票所の一部を変更することと定めた。